

伝票について

2点の記載のお願い

認証（証明）に係る伝票（納品書等）には、材の明細（樹種、品名、寸法、数量等）に加え、下記の2点の記載が必要です。分別管理とともに適正な伝票のリレーをお願いします。

※伝票（納品書等）は、認証（証明）の根拠資料です。必ず確認してください。

POINT 01

京都府産木材認証(証明)の種類が記載されていること

「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」、「京都の木証明」のいずれが対象になるのか伝票に記載されていること

「京都府産」のみの記述は京都の木証明の対象木材として扱います



ウッドマイレージCO₂京都の木認証材

京都府内で伐採された木材が、府内のみで加工・流通したものの

京都の木証明材

京都府内で伐採された木材が、加工、流通過程で府外に出たものの

POINT 02

「合法性の確認」が記載されていること

合法的に伐採された木材であることが記載されていること

例：伝票の備考欄に

「上記の木材が合法的に伐採されたことを確認しました」

「合法性を確認しました」等と記載

「合法木材供給事業者認定番号」が付与されている場合はその番号

伝票記載例

京都の木証明材だけの場合

納品書（サンプル）

No. _____ 年 月 日

〇〇〇〇工務店 御中

取扱事業者認定番号または認証機関登録事業者認定番号 [_____]

〇〇製材所 代表者名

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	例1	例2	例3
				京都府産 (京都の木証明対象)	※	上記の木材は、京都府産（京都の木証明対象）です。
				京都府産 (京都の木証明対象)	※	
合計						

※：京都府産（京都の木証明対象）

POINT 01

POINT 02

上記の京都府産木材は、京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。
合法木材供給事業者認定番号: □□□□□□□□

【記載上の注意点】

POINT 01 京都府産木材 認証(証明)の種類

例1

摘要欄に「京都府産（京都の木証明対象）」と記載

例2

※印等で区分し、余白等に記載「※京都府産（京都の木証明対象）」と記載

例3

余白等に「上記の木材は、京都府産（京都の木証明対象）」と記載

POINT 02 合法性の確認